

○熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

(平成 24 年 12 月 25 日条例第 78 号)

改正 平成 25 年 3 月 28 日条例第 18 号 平成 26 年 3 月 24 日条例第 22 号

平成 26 年 12 月 25 日条例第 74 号平成 27 年 3 月 20 日条例第 11 号

平成 29 年 3 月 24 日条例第 10 号 平成 30 年 3 月 23 日条例第 19 号

熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 療養介護(第 4 条―第 32 条の 2)
- 第 3 章 生活介護(第 33 条―第 50 条)
- 第 4 章 自立訓練(機能訓練)(第 51 条―第 55 条)
- 第 5 章 自立訓練(生活訓練)(第 56 条―第 60 条)
- 第 6 章 就労移行支援(第 61 条―第 69 条)
- 第 7 章 就労継続支援 A 型(第 70 条―第 84 条)
- 第 8 章 就労継続支援 B 型(第 85 条―第 87 条)
- 第 9 章 多機能型に関する特例(第 88 条―第 90 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 80 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

[[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律\(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。\)第 80 条第 1 項](#)]

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

[法]

2 前項の規定によるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

- (2) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。）第6条の6第1号]
[施行省令第6条の6第2号] [施行省令第6条の10第1号] [施行省令第6条の10第2号] [児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項] [同条第3項] [同条第4項] [同条第5項]

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより当該利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 療養介護

(基本方針)

第4条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[施行省令第2条の2]

(構造設備)

第5条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の当該利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第6条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

第7条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第8条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 療養介護事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入に努めなければならない。

(記録の整備)

第9条 療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を当該利用者の療養介護計画（第17条第1項に規定する療養介護計画をいう。）とともに、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

[第17条第1項]

(1) 第28条第2項に規定する身体的拘束等の記録

[第28条第2項]

(2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

[第30条第2項]

(3) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

[第32条第2項]

(規模)

第10条 療養介護事業所は、20人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第11条 療養介護事業所には、次に掲げる設備を備えなければならない。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院として必要とされる設備

[医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項]

(2) 多目的室

(3) その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の配置の基準)

第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

[健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 4 項第 1 号]

(3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。）療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除して得た数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除して得た数以上従事している療養介護の単位については、従事している看護職員の数から利用者の数を 2 で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「基準省令」という。）第 12 条第 1 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下「基準省令」という。）第 12 条第 1 項第 5 号]

ア 60 以下 1 以上

イ 61 以上 利用者の数から 60 を控除して得た数を 40 で除して得た数（その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第 1 項の療養介護の単位は、療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は 20 人以上とする。

4 第 1 項第 1 号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第 1 項第 4 号の生活支援員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

6 第 1 項第 4 号の生活支援員及び同項第 5 号のサービス管理責任者は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介

護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第15条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して支払を求めることのできる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第16条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 療養介護事業所の従業者は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、自らその提供する療養介護の質の評価を行い、常にその療養介護の質の改善を図らなければならない。
- 4 療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

- 5 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその療養介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第17条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行わなければならない。この場合において、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第19条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第20条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 療養介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 療養介護事業者は、利用者、その負担により、当該療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第 22 条 療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第 23 条 従業者は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに他の専門医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第 24 条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第 25 条 療養介護事業者は、利用者に対し適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の従業者によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 26 条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 27 条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第 28 条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ

の他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第 29 条 療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（苦情への対応）

第 30 条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携等）

第 31 条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 32 条 療養介護事業者は、その提供した療養介護により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第 32 条の 2 療養介護事業所は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、療養介護事業者は、暴力団員等を療養介護事業所の管理者としてはならない。

第 3 章 生活介護

(基本方針)

第 33 条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第 2 条の 4 に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[施行省令第 2 条の 4]

(構造設備)

第 34 条 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の当該利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第 35 条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

[社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 19 条第 1 項各号]

(運営規程)

第 36 条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情解決の手続に関する事項
- (13) その他事業の運営に関する重要事項

(規模)

第 37 条 生活介護事業所は、20 人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であって基準省令第 37 条に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10 人以上とすることができる。

[[基準省令第 37 条](#)]

(設備の基準)

第 38 条 生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) その他運営上必要な設備

2 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。

4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(従業者の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる利用者の平均障害支援区分（基準省令第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める員数

[基準省令第39条第1項第3号]

ア 4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

イ 4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

ウ 5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

(4) 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

(6) 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

(7) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

- 3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。
- 4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる生活介護事業所の従業者及び第6項に規定する生活介護事業所の従業者は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第5号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 7 第1項第6号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第7号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第40条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第41条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（介護）

第 42 条 生活介護における介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前 3 項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、利用者に、その負担により、当該生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第 43 条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために防塵(じん)設備又は消火設備の設置その他の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第 44 条 生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(食事)

第 45 条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び

障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
- 5 生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 6 生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(健康管理)

第 46 条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該利用者の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第 47 条 従業者は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第 48 条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第 49 条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

(準用)

第 50 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 50 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第 1 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 50 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 2 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 50 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 50 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあ

るのは「第 50 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 50 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

[第 8 条] [第 9 条] [第 13 条] [第 19 条] [第 24 条] [第 26 条] [第 28 条] [第 32 条] [第 9 条第 2 項] [第 17 条第 1 項] [第 50 条] [第 17 条第 1 項] [第 28 条第 2 項] [第 50 条] [第 28 条第 2 項] [第 30 条第 2 項] [第 50 条] [第 30 条第 2 項] [第 32 条第 2 項] [第 50 条] [第 32 条第 2 項] [第 16 条第 1 項] [第 50 条] [第 17 条] [第 18 条] [第 50 条]

第 4 章 自立訓練（機能訓練）

（基本方針）

第 51 条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第 6 条の 7 第 1 号に規定する者に対して、施行省令第 6 条の 6 第 1 号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[施行省令第 6 条の 7 第 1 号] [施行省令第 6 条の 6 第 1 号]

（従業者の配置の基準）

第 52 条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除して得た数以上
- (3) 看護職員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上
- (4) 理学療法士又は作業療法士 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上
- (5) 生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1 以上
- (6) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60 以下 1

イ 61 以上 利用者の数から 60 を控除して得た数を 40 で除して得た数（その数に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に 1 を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）

を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上従事させるものとする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる従業者並びに第2項及び第7項に規定する従業者は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 8 第1項第5号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者には、その負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第1項に規定する就労移行支

援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

[第 63 条第 1 項]

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第 55 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条及び第 45 条から第 49 条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第 1 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 2 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 55 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 55 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 55 条において準用する前条」と読み替えるものとする。

[第 8 条] [第 9 条] [第 13 条] [第 19 条] [第 24 条] [第 26 条] [第 28 条] [第 32 条] [第 34 条] [第 38 条] [第 40 条] [第 41 条] [第 45 条] [第 49 条] [第 9 条第 2 項] [第 17 条第 1 項] [第 55 条] [第 17 条第 1 項] [第 28 条第 2 項] [第 55 条] [第 28 条第 2 項] [第 30 条第 2 項] [第 55 条] [第 30 条第 2 項] [第 32 条第 2 項] [第 55 条] [第 32 条第 2 項] [第 16 条第 1 項] [第 55 条] [第 17 条] [第 18 条] [第 55 条]

第 5 章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第 56 条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第 6 条の 7 第 2 号に規定する者に対して、施行省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[施行省令第 6 条の 7 第 2 号] [施行省令第 6 条の 6 第 2 号]

（規模）

第 57 条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20 人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。ただし、離島その他の地域であって基準省令第 57 条第 1 項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（施行省令第 25 条第 7 号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10 人以上とすることができる。

[基準省令第 57 条第 1 項] [施行省令第 25 条第 7 号]

- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る 10 人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る 20 人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、10 人以上）の人員が利用できる規模を有しなければならない。

（設備の基準）

第 58 条 自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該設備に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) その他運営に必要な設備

2 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項各号に掲げる設備のほか、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項第1号の規定する訓練・作業室を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室

4 前項第各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

5 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。

6 第1項各号及び第3項各号に掲げる設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

7 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

[[建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2](#)] [[同条第9号の3](#)]

8 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。

(従業者の配置の基準)

第59条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、宿泊型自立訓練の利用者以外の利用者の数を6で除して得た数及び宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除して得た数の合計数以上
- (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合には、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上
- (4) サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を従事させている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上従事させるものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 6 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第2号から第4号までに掲げる自立訓練（生活訓練）事業所の従業者及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所において、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第1号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第2号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

[第8条] [第9条] [第13条] [第19条] [第24条] [第26条] [第28条] [第32条] [第34条] [第36条] [第40条] [第41条] [第45条] [第49条] [第53条] [第54条] [第9条第2項] [第17条第1項] [第60条] [第17条第1項] [第28条第2項] [第60条] [第28条第2項] [第30条第2項] [第60条] [第30条第2項] [第32条第2項] [第60条] [第32条第2項] [第16条第1項] [第60条] [第17条] [第18条] [第60条] [第40条第2項]

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第61条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の9に規定する者に対して、施行省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、

就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[施行省令第6条の9] [施行省令第6条の8]

(認定就労移行支援事業所の設備)

第62条 第69条において準用する第38条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援事業所(以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。)の設備の基準は、同省令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

[第69条] [第38条] [あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)]

(従業者の配置の基準)

第63条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
 - (2) 職業指導員及び生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
 - (3) 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
 - (4) 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
 - (5) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
 - (6) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 - ア 60以下 1以上
 - イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業

所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 4 第1項第2号から第6号までに掲げる就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第3号の職業指導員又は同項第4号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第5号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(認定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第64条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (3) 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (4) 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (5) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

- 2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(実習の実施)

第65条 就労移行支援事業者は、利用者が第69条において準用する第17条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

[第69条] [第17条]

- 2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第 66 条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第 67 条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第 68 条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第 69 条 第 8 条、第 9 条、第 13 条から第 19 条まで、第 24 条から第 26 条まで、第 28 条から第 32 条の 2 まで、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 43 条から第 49 条まで及び第 53 条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「第 17 条第 1 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 17 条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第 1 号中「第 28 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 28 条第 2 項」と、同項第 2 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 32 条第 2 項」とあるのは「第 69 条において準用する第 32 条第 2 項」と、第 16 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 69 条において準用する次条第 1 項」と、第 17 条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第 8 項中「6 月」とあるのは「3 月」と、第 18 条中「前条」とあるのは「第 69 条において準用する前条」と、第 37 条ただし書及び第 40 条第 1 項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

[第 8 条] [第 9 条] [第 13 条] [第 19 条] [第 24 条] [第 26 条] [第 28 条] [第 32 条] [第 34 条] [第 38 条] [第 40 条] [第 41 条] [第 43 条] [第 49 条] [第 53 条] [第 9 条第 2 項] [第 17 条第 1 項] [第 69 条] [第 17 条第 1 項] [第 28 条第 2 項] [第 69 条] [第 28 条第 2 項] [第 30 条第 2 項] [第 69 条] [第 30 条第 2 項] [第 32 条第 2 項] [第 69 条] [第 32 条第 2 項] [第 16 条第 1 項] [第 69 条] [第 17 条] [第 18 条] [第 69 条] [第 37 条] [第 40 条第 1 項]

第 7 章 就労継続支援 A 型

(基本方針)

第70条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

[施行省令第6条の10第1号]

(管理者の資格要件)

第71条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

[社会福祉法第19条各号]

(運営規程)

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、第79条第1項に規定する賃金及び同条第4項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

[第79条第1項] [第79条第4項]

- (7) 通常の実業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決の手続に関する事項
- (14) その他事業の運営に関する重要事項

(規模)

第72条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者が第77条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10人を下回ってはならない。

[第77条第2項]

- 3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員に100分の50を乗じて得た数又は9のいずれか少ない数を超えてはならない。

(設備の基準)

第73条 就労継続支援A型事業所には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) その他運営上必要な設備

- 2 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合には、訓練・作業室を設けないことができる。

- 4 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。

- 5 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の配置の基準)

第74条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (3) 職業指導員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
- (4) 生活支援員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上
- (5) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号から第5号に掲げる就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第3号の職業指導員又は同項第4号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第75条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、

常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(実施主体)

第 76 条 就労継続支援 A 型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援 A 型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

[社会福祉法]

2 就労継続支援 A 型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 44 条に規定する子会社以外の者でなければならない。

[障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 44 条]

(雇用契約の締結等)

第 77 条 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援 A 型事業者（多機能型により就労継続支援 B 型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行省令第 6 条の 10 第 2 号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援 A 型を提供することができる。

[施行省令第 6 条の 10 第 2 号]

(就労)

第 78 条 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえて行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第 79 条 就労継続支援 A 型事業者は、第 77 条第 1 項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、当該利用者に対して支払う賃金(次項において「賃金」という。)の水準を高めるよう努めなければならない。

[第 77 条第 1 項]

2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が賃金の総額以上となるようにしなければならない。

- 3 就労継続支援A型事業者は、第77条第2項に規定する者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

[第77条第2項]

- 4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃(次項において「工賃」という。)の水準を高めるよう努めなければならない。

- 5 雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第80条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第84条において準用する第17条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

[第84条] [第17条]

- 2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第81条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第82条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第83条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

- (2) 21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、同項第1号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第2号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

[[第8条](#)] [[第9条](#)] [[第13条](#)] [[第14条](#)] [[第15条](#)] [[第16条](#)] [[第17条](#)] [[第18条](#)] [[第19条](#)] [[第24条](#)] [[第25条](#)] [[第26条](#)] [[第28条](#)] [[第29条](#)] [[第30条](#)] [[第31条](#)] [[第32条](#)] [[第32条の2](#)] [[第34条](#)] [[第41条](#)] [[第45条](#)] [[第46条](#)] [[第47条](#)] [[第48条](#)] [[第49条](#)] [[第53条](#)]

第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第85条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第86条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対して、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（準用）

第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第1号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第2号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第3号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

[第8条] [第9条] [第13条] [第19条] [第24条] [第26条] [第28条] [第32条] [第34条] [第36条] [第37条] [第41条] [第43条] [第45条] [第49条] [第53条] [第71条] [第73条] [第75条] [第80条] [第82条] [第9条第2項] [第17条第1項] [第87条] [第17条第1項] [第28条第2項] [第87条] [第28条第2項] [第30条第2項] [第87条] [第30条第2項] [第32条第2項] [第87条] [第32条第2項] [第16条第1項] [第87条] [第17条] [第18条] [第87条] [第80条第1項] [第84条] [第87条]

第9章 多機能型に関する特例

（規模に関する特例）

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練

（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

[熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）

第5条] [指定通所支援等基準条例第62条] [指定通所支援等基準条例第72条]

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
 - (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上（宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上）
 - (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

[第37条]

- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員

を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

[[児童福祉法第7条第2項](#)] [[第37条](#)]

- 4 離島その他の地域であつて基準省令第89条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないと知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第89条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

[[基準省令第89条第4項](#)] [[第89条第3項](#)]

(従業者の員数等の特例)

- 第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第6項及び第8項、第59条第6項、第63条第5項及び第6項並びに第74条第5項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に有しなければならない従業者（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援等基準条例の規定により当該事業を行う事業所に有しなければならないものとされる従業者（指定通所支援等基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

[[第39条第7項](#)] [[第52条第6項](#)] [[第8項](#)] [[第59条第6項](#)] [[第63条第5項](#)] [[第6項](#)] [[第74条第5項](#)]

- 2 多機能型事業所は、第39条第1項第7号及び第8項、第52条第1項第6号及び第9項、第59条第1項第4号及び第8項、第63条第1項第6号及び第7項並びに第74条第1項第5号及び第6項（これらの規定を第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に有しなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める員数とすることができる。この場合において、この項の規定により有しなければならないものとされるサー

ビス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

[第39条第1項第7号] [第8項] [第52条第1項第6号] [第9項] [第59条第1項第4号] [第8項] [第63条第1項第6号] [第7項] [第74条第1項第5号] [第6項] [第87条] [基準省令第90条第2項]

- (1) 60以下 1以上
 - (2) 61以上 利用者の数から60を控除した数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第39条第1項第6号及び第7項、第52条第1項第5号及び第8項、第59条第1項第2号及び第6項並びに第87条において準用する第74条第1項第2号及び第5項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に有しなければならない生活支援員の員数は、常勤換算方法で、次の第1号に掲げる利用者の数を6で除して得た数及び第2号に掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数で足りるものとする。この場合において、この項の規定により有しなければならないものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

[第39条第1項第6号] [第7項] [第52条第1項第3号] [第5号] [第6項] [第8項] [第59条第1項第2号] [第6項] [第87条] [第74条第1項第2号] [第5項]

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者
- (2) 就労継続支援B型の利用者
（設備の特例）

第90条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（身体障害者更生施設等に関する経過措置）
- 2 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設、旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホ

ーム又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、第11条第1項第2号、第38条第1項第5号（第55条、第69条において準用する場合を含む。）、第58条第1項第5号又は第73条第1項第5号（第87条において準用する場合を含む。）の規定は、当分の間、適用しない。（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

- 3 法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮について、第58条第4項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的

障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。

- 4 旧知的障害者援護施設最低基準附則第4条の適用を受ける知的障害者通勤寮については、第58条第4項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

附 則(平成25年3月28日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第5条中障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第8条第2号の改正規定（「同条第17項」を「同条第16項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項」を「同条第15項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第22号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第74号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第11号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第10号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。